

平成26年和光市議会12月定例会

提出議案等の概要

和光市

諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
担当	人権文化課

【目的】

人権擁護委員本橋晶子及び田川文雄氏の任期が平成27年3月31日をもって満了となるため、後任として新たに田中朋子氏及び富澤隆司氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

議案第 6 2 号	第四次和光市総合振興計画基本構想を改定することについて
担 当	政策課
<p>【目的】</p> <p>第四次和光市総合振興計画基本構想は、その第1章の2「計画の期間と構成」において基本施策及び施策については5年で見直すこととしております。本来は平成27年度に見直しに基づく改定を行い、平成28年度からの施行となりますが、市役所周辺地域の行政機能の充実や住環境の計画的な整備、子ども子育て支援新制度など福祉関係法令の大幅な改正による新たな取組が、平成27年度から本格的にスタートすることに伴い、国の制度や方針との整合性を図るため、一部を先行して改定します。</p> <p>【内容】</p> <p>○市役所周辺地域の行政機能の充実や住環境の計画的な整備について</p> <p>施策4「良好な居住環境の形成」において、西大和団地の再生に向けた事業支援と市役所周辺の公共公益施設の整備を推進する「住宅市街地総合整備事業」について、取組内容に位置付けます。</p> <p>○子ども福祉関係について</p> <p>施策32、34、35については、平成24年8月に制定された、「子ども子育て関連3法」に基づく、子ども・子育て支援新制度が、平成27年に施行されることに伴い、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、現在「和光市子ども・子育て支援事業計画」の策定作業が進められていますが、この計画において掲げる基本目標及び基本方針に沿って、課題と取組内容の改定を行うものです。</p> <p>具体的な改定箇所は、施策32「多様な保育サービスの推進」では、待機児童の解消に向けた取組として、子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備の効果的な推進を追記します。施策34「地域における健やかな子育ての実現」では、子育て中の保護者に対して、地域包括ケアシステムの構築による地域における孤立化予防を目的とした取組を加えます。また、施設設備の老朽化による漏水のため、現在まで休館中の総合児童センタープール棟について、「和光市総合児童センタープール検討委員会」による今後のプールのあり方についての検討がなされ、委員会からの「施設を建て替える」という結論を受け、総合児童センタープール棟の「民間活力を利用した多機能施設への転換」の方向性を加えます。施策35「子育て家庭への経済的支援」では、現行制度に合わせた文言の改定をします。</p>	

○高齢者福祉関係について

高齢者関係の施策として、平成27年度から施行する第6期介護保険事業計画に基づき、これまでの施策の方向性を継承しつつ、地域包括ケアシステムの更なる充実・機能化に加え、日常生活圏域ニーズ調査により把握された、新たな地域課題の解決に向けた重点的な取組を定めるため、施策37「きめ細やかな介護予防の推進」及び施策38「介護サービスの適正な提供」では、地域包括ケアシステムの構築と在宅介護の推進、これらを実現するための取組として、サービス提供基盤の整備と医療連携等、平成27年度からの制度改正への対応を念頭に、取組内容を改定します。

○障害福祉関係について

障害福祉関係では、第4次障害者計画が平成26年3月に策定され、現在は、平成27年度から施行される第3期障害福祉計画の策定準備が進められているところですが、これらの計画の目的・趣旨、策定の方向性を踏まえ、各施策の取組内容を改定します。施策39「チャレンジドが安心できる障害福祉の推進」と施策40「地域で支え合う福祉の推進」において、他の施策と同様、地域包括ケアシステムの構築と個別ケアマネジメントの充実を念頭に、地域における支援拠点の整備を加えます。

○生活困窮者対策関係について

生活困窮者対策関係では、生活困窮者自立支援法の施行により、総合相談、就労支援及び学習支援等の事業を積極的に展開していくため、施策41「低所得者の生活の安定と自立への支援」において、生活困窮者自立支援制度の趣旨を踏まえ、生活困窮者が困窮状態から自立した生活へと早期に移行することができるよう、相談・支援体制の充実と、法の趣旨に基づく生活保護制度の運用について改定します。

○母子保健関係について

平成27年度から、子ども・子育て支援新制度における「妊娠期からの子育て支援事業」として、妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援を行う、“和光版ネウボラ”を実施することから、施策42「健康な次世代を育む母子保健の推進」において取組内容に“和光版ネウボラ”の具体的な取組となる母子保健コーディネーターの配置と、事業の方向性を追記します。

議案第63号	和光市総合福祉会館構成施設の管理を行わせる指定管理者の指定について(和光市地域活動支援センター(精神障害者))
担 当	社会福祉課

【目的】

地方自治法第244条の2第6項及び、和光市総合福祉会館設置及び管理条例第4条の規定に基づき、和光市地域活動支援センター(精神障害者)の指定管理者を指定すること。

【内容】

○ 指定管理者候補者

医療法人壽鶴会東武中央病院
理事長 菅野 千鶴子

○ 指定管理者が行う主な業務

障害者の日常生活を支援、就労の機会の提供や必要な訓練の実施及び精神障害者の自立及び社会復帰の促進を図るための各種事業を行う。

○ 指定管理期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

○ 施設概要

名 称 和光市総合福祉会館
所 在 地 和光市南一丁目23番1号
施設規模 483.5㎡

議案第 6 4 号	和光市行政手続条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	政策課
<p>【目的】</p> <p>処分及び行政指導に関する手続について、市民の権利利益の保護の充実を図るため、法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令又は条例等に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度を整備します。</p> <p>【内容】</p> <p>○行政指導の方式</p> <p>行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないものとします。（第 3 4 条第 2 項関係）</p> <p>○行政指導の中止等の求め</p> <p>法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるものとし、申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないものとします。（第 3 5 条の 2 関係）</p> <p>○処分等の求め</p> <p>何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができるものとし、申出を受けた行政庁又は市の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないものとします。（第 3 条第 1 項及び第 3 5 条の 3 関係）</p>	

○その他

- (1) 用語の定義に「法令」を追加するとともに、条例等の意義に「地方公営企業法に基づく企業管理規程」を追加します。（第2条、第32条及び第33条関係）

○施行期日等

- (1) 平成27年4月1日から施行します。（附則第1項関係）
- (2) この条例の施行に伴い、関係条例の規定を整備します。（附則第2項から第5項までの規定関係）

議案第 6 5 号	和光市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	財政課

【目的】

公表内容について整理し、この条例の根拠法令である地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 1 項の規定に則した一部改正を実施します。

【内容】

和光市健全な財政運営に関する条例の施行から 1 年が経過し、様々な財政に関する情報が公表されたことから、公表内容について以下のとおり整理する。

1 改正の要点

- (1) 公表の時期を「6 月 1 日及び 1 2 月 1 日」に改正します。
- (2) 公表の内容を「歳入歳出予算の執行状況」及び「財産、地方債及び一時借入金
の現在高」並びに「そのほか市長が必要と認める事項」に改正します。
- (3) 「前年度決算の概況の公表」について削除します。
- (4) 公表の方法を「掲示」のみではなく、「広報」及び「ホームページ」への掲載を加え、適切な方法を用いることに改正します。

2 施行期日

公布の日から施行します。

議案第 6 6 号	使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例を定めること について
-----------	---

担 当	政策課
-----	-----

【目的】

公共施設の使用料等について、平成 2 0 年の見直しから 5 年以上が経過し、その間の行政コストの変動、社会経済状況の変化などに対応した額に改正するため、関係条例の規定の整備等を行います。

【内容】

○行政コストの変動への対応

公共施設の運営には、土地取得費、建物建築費などの設置経費、人件費、維持管理費などの管理運営経費、大規模修繕費などの保全経費がありますが、和光市では管理運営経費を使用料等の算定根拠である行政コストと捉え、使用料等の額を算定しています。前回の見直しから 5 年以上が経過し、管理運営体制及び業務内容の変更、設備の経年劣化、物価変動等により行政コストの変動が見込まれることから、平成 2 3 年・2 4 年・2 5 年度の数値をもとに算定した行政コストに対応した使用料等の額とします。

○使用料等の算定額の端数計算の見直し

前回の見直しでは、行政コストから算出した使用料等の算定額の 1 0 0 円未満を切り捨て、1 0 0 円単位で使用料を設定しましたが、平成 2 6 年度の消費税率引き上げに伴う使用料等の改正において、消費税を適正に転嫁するため使用料等を 1 0 円単位としたこと、また、施設利用者に対する負担の公平性徹底の観点から、今回の見直しでは、算出した使用料等の算定額の 1 0 円未満を切り捨て、1 0 円単位で使用料等を設定することとしました。

※端数計算の例

今回：算定額 4 3 2 円 → 使用料等 4 3 0 円（1 0 円未満切捨て）

前回：算定額 4 3 2 円 → 使用料等 4 0 0 円（1 0 0 円未満切捨て）

○市外料金（市外利用者割増率）の変更

公共施設の設置経費及び保全経費は、市民の税金で負担され、また、行政コストである管理運営経費についても、全てを使用料等収入で賄っていないことから税金による負担が生じています。公共施設は、市民以外にも利用することができますが、税金を負担し、かつ、利用する際に使用料等を負担する市民利用者と、使用料等だ

けを負担する市外利用者の使用料等の額が同じでは、負担の公平性を欠くことから、市外利用者割増率を設定し、市外料金を適用しています。現在、多くの公共施設では市外利用者割増率を50%としていますが、使用料等の算出根拠となる行政コストに対して、使用料等により負担している割合が低いことから、さらなる負担の公平性の徹底と市民利用の促進を図るため、市外利用者割増率を100%に変更します。

※割増率適用の例

今回：通常料金 400円 → 市外利用者 800円（割増率100%）

従前：通常料金 400円 → 市外利用者 600円（割増率50%）

○朝霞市、志木市又は新座市在住、在勤、在学者への市外料金の適用

朝霞地区4市の広域行政の観点から「朝霞市、志木市又は新座市に居住し、又は同3市内に勤務し、若しくは通学する者」については、市外割増率を適用していませんでしたが、朝霞市、志木市及び新座市の公共施設では、市外割増率を適用しない旨の規定をすでに廃止し、和光市民が施設を利用する場合は市外料金が適用されていることから、和光市においても市外割増率を適用し、市外料金を徴収します。

○使用料等の見直しの対象施設

- ・公民館（中央・南・坂下）
- ・コミュニティセンター（吹上・新倉・牛房・白子）
- ・地域センター（白子宿・新倉北・本町・南・向山・城山）
- ・市民文化センター
- ・体育施設（総合体育館・運動場・坂下庭球場・広沢小学校夜間照明）
- ・勤労福祉センター
- ・総合福社会館（地域福祉センター）

○改正後の使用料等の適用時期

改正後の使用料等は、平成27年4月1日以後の施設の利用から適用します。

議案第67号	和光市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	道路安全課

【目的】

和光市駅南口自転車駐車場における使用料は、平成19年度と平成20年度の2年にかけて行われた市内公共施設の使用料見直しの際に検討され、平成21年4月から現在の使用料となっています。

前回の見直しから5年以上が経過し、その間の行政コストの変動、社会経済状況の変化、駐輪場利用状況の変化などに対応するため使用料の見直しを行います。

＜平成21年4月の使用料見直し＞

定期利用(1か月)：¥2,200 → ¥2,000 (現行料金)

一時利用：¥140 → ¥100 (現行料金)

【内容】

和光市自転車駐車場条例を改正し「一時利用の使用料変更」及び定期利用における「市外料金設定」「学生料金(学割)」「長期割引」「6か月定期」の導入を行う。

【定期利用】

	1か月	3か月	6か月
一般(市内在住・在勤)	¥2,000	¥5,800	¥11,200
学生	¥1,800	¥5,200	¥10,200
市外在住者	¥2,500	¥7,300	¥14,200

【一時利用】

¥140

【施行期日】

平成27年4月1日から施行します。

議案第 6 8 号	和光市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	道路安全課

【目的】

道路法施行令の一部を改正する政令が平成 2 5 年 1 1 月 2 0 日に公布され、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、和光市道路占用料徴収条例の一部を改正するものです。

【内容】

道路施行令の一部改正による道路占用料の変更により、人口による区分から固定資産税評価額の地価の平均による区分に変更となったことから、これを基に、より地価の実情に反映した道路占用料を徴収するため、和光市の固定資産税評価額を基に国の算定式を用い、新たに道路占用料を算出し、条例の一部を改正するものです。

【施行期日】

平成 2 7 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 6 9 号	和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	健康支援課

【目的】

国民健康保険における出産育児一時金の制度については、健康保険法施行令などを考慮して金額等を決定しているところです。今回、社会保障審議会医療部会において、産科医療保障制度における掛金の額を見直すこと及び出産育児一時金の総額を42万円に維持することとされたことを受け、条例を改正するものです。

【内容】

1 出産育児一時金の額

現行)	産科医療保障制度	加入の場合	42万円
		未加入の場合	39万円
改正後)	産科医療保障制度	加入の場合	42万円
		未加入の場合	40万4千円

2 施行日

平成27年1月1日から施行します。

議案第70号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を定めることについて
担当	教育委員会事務局教育総務課 教育総務担当

【目的】

平成27年4月1日付けで地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部及び教育公務員特例法が改正されるため、そのことに伴い関係条例の規定を整備をします。

【内容】

教育行政の責任の明確化のため、「教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く」改正に伴う以下の関係条例の改正を行います。

- ① 和光市青少年問題協議会条例の一部改正
- ② 和光市住居表示整備審議会条例の一部改正
- ③ 和光市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正
- ④ 和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- ⑤ 和光市総合振興計画審議会条例の一部改正
- ⑥ 和光市議会委員会条例の一部改正

【施行期日】

平成27年4月1日から施行します。ただし、経過措置として現に在職する教育長の任期中においては、改正前の条例がその効力を有します。

議案第 7 1 号	市道路線の廃止について						
担 当	道路安全課						
<p>【目的・内容】</p> <p>市道 1 2 9 号線 行き止まり道路であり、また公衆用の道路としての機能を有しておらず、今後において拡幅・延長の可能性が見込まれないため、市道を廃止するものです。</p> <p>市道 6 2 2 号線 隣地の宅地の開発行為に伴い整備し、公共施設として帰属された道路を、既存市道である 6 2 2 号線とまとめ、1つの路線として認定する際に終点の変更があるため、既存市道を廃止するものです。</p> <p>また、市道 6 2 2 号線については、新設分を延長して新たに路線認定をします。</p> <p>【詳細】</p> <table> <tr> <td>市道 1 2 9 号線</td> <td>幅員：約 1 . 8 m</td> <td>延長：約 5 0 m</td> </tr> <tr> <td>市道 6 2 2 号線</td> <td>幅員：約 6 . 0 m</td> <td>延長：約 1 2 6 m</td> </tr> </table> <p>【施行期日】 議会承認のち、縦覧・告示をします。</p>		市道 1 2 9 号線	幅員：約 1 . 8 m	延長：約 5 0 m	市道 6 2 2 号線	幅員：約 6 . 0 m	延長：約 1 2 6 m
市道 1 2 9 号線	幅員：約 1 . 8 m	延長：約 5 0 m					
市道 6 2 2 号線	幅員：約 6 . 0 m	延長：約 1 2 6 m					

議案第72号	市道路線の認定について																																		
担 当	道路安全課																																		
<p>【目的・内容】</p> <p>市道622号線、632号線、633号線 宅地の開発行為に伴い整備し、公共施設として帰属された道路を、市の道路として認定するものです。</p> <p>市道1501号線～1508号線 和光市北インター地域土地区画整理事業の進捗に伴い、道路線形が確定した地域について、市の道路として認定するものです</p> <p>【詳細】</p> <table> <tr> <td>市道622号線</td> <td>幅員：約6.0m</td> <td>延長：約176m</td> </tr> <tr> <td>市道632号線</td> <td>幅員：約4.5m</td> <td>延長：約51m</td> </tr> <tr> <td>市道633号線</td> <td>幅員：約4.5m</td> <td>延長：約35m</td> </tr> <tr> <td>市道1501号線</td> <td>幅員：約8.0m</td> <td>延長：約92m</td> </tr> <tr> <td>市道1502号線</td> <td>幅員：約8.0m～10.0m</td> <td>延長：約807m</td> </tr> <tr> <td>市道1503号線</td> <td>幅員：約8.0m～10.0m</td> <td>延長：約171m</td> </tr> <tr> <td>市道1504号線</td> <td>幅員：約8.0m</td> <td>延長：約35m</td> </tr> <tr> <td>市道1505号線</td> <td>幅員：約4.0m</td> <td>延長：約94m</td> </tr> <tr> <td>市道1506号線</td> <td>幅員：約5.0m</td> <td>延長：約149m</td> </tr> <tr> <td>市道1507号線</td> <td>幅員：約4.0m</td> <td>延長：約51m</td> </tr> <tr> <td>市道1508号線</td> <td>幅員：約4.0m</td> <td>延長：約61m</td> </tr> </table> <p>【施行期日】</p> <p>議会承認のち、縦覧・告示をします。</p>			市道622号線	幅員：約6.0m	延長：約176m	市道632号線	幅員：約4.5m	延長：約51m	市道633号線	幅員：約4.5m	延長：約35m	市道1501号線	幅員：約8.0m	延長：約92m	市道1502号線	幅員：約8.0m～10.0m	延長：約807m	市道1503号線	幅員：約8.0m～10.0m	延長：約171m	市道1504号線	幅員：約8.0m	延長：約35m	市道1505号線	幅員：約4.0m	延長：約94m	市道1506号線	幅員：約5.0m	延長：約149m	市道1507号線	幅員：約4.0m	延長：約51m	市道1508号線	幅員：約4.0m	延長：約61m
市道622号線	幅員：約6.0m	延長：約176m																																	
市道632号線	幅員：約4.5m	延長：約51m																																	
市道633号線	幅員：約4.5m	延長：約35m																																	
市道1501号線	幅員：約8.0m	延長：約92m																																	
市道1502号線	幅員：約8.0m～10.0m	延長：約807m																																	
市道1503号線	幅員：約8.0m～10.0m	延長：約171m																																	
市道1504号線	幅員：約8.0m	延長：約35m																																	
市道1505号線	幅員：約4.0m	延長：約94m																																	
市道1506号線	幅員：約5.0m	延長：約149m																																	
市道1507号線	幅員：約4.0m	延長：約51m																																	
市道1508号線	幅員：約4.0m	延長：約61m																																	

議案第73号	専決処分の承認を求めることについて(平成26年度埼玉県和光市一般会計補正予算(専決第1号))
--------	--

予 算 現 額	23,818,950千円
補 正 額	32,605千円
補正後予算額	23,851,555千円

今回の補正予算は、歳出については、衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の選挙執行経費を追加計上するものである。歳入については、歳出に伴い衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託費交付金を追加計上し、財源不足額については財政調整基金の繰入金によって措置する。

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
16	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託費交付金	0	25,153	25,153	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行経費に係る交付金を追加計上するもの。	選挙管理委員会事務局
19	財政調整基金繰入金	280,458	7,452	287,910	財政調整基金現在高(補正後)1,163,779千円	財 政 課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
2	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査	0	32,605	32,605	衆議院解散に伴う選挙執行経費について、追加計上するもの。	選挙管理委員会事務局

(参考資料) 各基金の現在高表

(単位:千円)

会計区分	基金名	補正前 現在高	積立及び取崩の状況		補正後 現在高
			積立額	取崩額	
一般会計	財政調整基金	1,171,231	0	7,452	1,163,779
	市債管理基金	5,991	0	0	5,991
	学校教育施設整備基金	149,405	0	0	149,405
	公共用地取得事業基金	175,921	0	0	175,921
	公共施設整備基金	318,994	0	0	318,994
	都市基盤整備基金	149,369	0	0	149,369
	学校建設基金	381,103	0	0	381,103
	和光市まちづくり基金	3,906	0	0	3,906
	小計	2,355,920	0	7,452	2,348,468
特別会計	国民健康保険高額療養費資金貸付基金	5,000	0	0	5,000
	国民健康保険保険給付費等支払基金	439,311	0	0	439,311
	国民健康保険出産費資金貸付基金	5,000	0	0	5,000
	介護保険介護給付費準備基金	138,268	0	0	138,268
	介護保険高額介護サービス費等一部負担金に係る資金貸付基金	5,000	0	0	5,000
	小計	592,579	0	0	592,579
合計		2,948,499	0	7,452	2,941,047

平成26年度補正予算概要

議案第74号 平成26年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第3号)

議案第75号 平成26年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第76号 平成26年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第77号 平成26年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

(参考資料) 各基金の現在高表

平成26年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第3号)

予 算 現 額	23,851,555千円
補 正 額	497,577千円
補正後予算額	24,349,132千円

今回の補正予算は、歳出については、通学路として供用している市道拡幅用地8路線の各権利者と合意に至ったことにより、用地取得費・工事請負費等を増額する通学路緊急安全対策事業、道路築造工事が当初予定より増加した越後山土地区画整理組合活動支援事業、各扶助費の増加に伴う生活保護事業、在宅障害者支援事業、介護保険事業計画と他の行政計画の連携に関する調査研究事業などを増額補正するものである。

歳入については、扶助費の増加に伴う生活保護費負担金、障害者自立支援給付費負担金など国県支出金を増額補正するほか、通学路緊急安全対策事業の用地取得費の財源として公共用地取得事業基金繰入金、越後山土地区画整理組合活動支援事業増額分の財源として都市基盤整備基金繰入金、第三小学校プールろ過装置交換工事の財源として学校教育施設整備基金繰入金などを増額補正するものである。なお、歳入歳出調整後の歳入不足分を財政調整基金繰入金によって措置する。

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
9	国有提供施設等所在市町村助成交付金	34,000	1,233	35,233	交付金額が決定したため、増額補正するもの。	財 政 課
9	施設等所在市町村調整交付金	400	70	470	交付金額が決定したため、増額補正するもの。	財 政 課
15	特別障害者手当等給付費負担金	7,575	1,845	9,420	特別障害者手当・障害児福祉手当の受給者が増加したため、増額補正するもの。(負担率:3/4)	社 会 福 祉 課
15	障害者自立支援給付費負担金	253,180	50,119	303,299	介護給付費等利用者数が増加したため、増額補正するもの。(負担率:1/2)	社 会 福 祉 課
15	障害者自立支援医療(更生医療)申請件数が増加したため、増額補正するもの。(負担率:1/2)	23,311	3,893	27,204		社 会 福 祉 課
15	生活保護費負担金	900,814	159,001	1,059,815	生活保護生活扶助・住宅扶助・医療扶助の増加に伴い、増額補正するもの。(負担率:3/4)	社 会 福 祉 課
15	地域生活支援事業補助金	21,985	1,884	23,869	移動支援事業利用者数及び訪問入浴利用者数の増加、また介護給付費請求審査システム借上に伴う補助金を増額補正するもの。(補助率:1/2)	社 会 福 祉 課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
15	地域介護・福祉空間整備等交付金	10,000	△ 5,000	5,000	北エリアにおける地域密着型サービス施設整備を第5期から第6期計画期間へ実施期間を変更するため減額補正する。また新しい地域支援事業の一環として介護予防拠点を整備するため増額補正するもの。(補助率:10/10)	長寿あんしん課
15	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	3,110	3,110	マイナンバー制度に係るシステム整備実施のため、追加計上するもの。(厚生労働省分)	情報推進課
15	老人保健健康増進等事業補助金	0	7,929	7,929	「市町村による介護保険事業計画と他の行政計画の連携に関する調査研究事業」を実施するため、追加計上するもの。(補助率:10/10)	福祉政策課
15	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	12,868	12,868	マイナンバー制度に係るシステム整備実施のため、追加計上するもの。(総務省分)	情報推進課
15	国民年金事務費交付金	19,238	△ 1,211	18,027	年金生活者支援給付金に係る所得情報提供システムに係る改修費用が減額となったため、減額補正するもの。(補助率:10/10)	健康支援課
16	障害者自立支援給付費負担金	126,590	25,059	151,649	介護給付費等利用者数が増加したため、増額補正するもの。(負担率:1/4)	社会福祉課
16	障害者自立支援医療費負担金	11,655	1,947	13,602	自立支援医療(更生医療)申請件数が増加したため、増額補正するもの。(負担率:1/4)	社会福祉課
16	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	49,949	711	50,660	負担金の金額が確定したため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
16	重度心身障害者医療費支給事業補助金	54,574	5,237	59,811	重度心身障害者医療費申請件数が増加したため、増額補正するもの。(補助率:1/2)	社会福祉課
16	地域生活支援事業補助金	10,992	861	11,853	移動支援事業利用者数、訪問入浴利用者数が増加したため、増額補正するもの。(補助率:1/4)	社会福祉課
16	埼玉県施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金	5,400	△ 5,400	0	北エリアにおける地域密着型サービス施設整備を第5期から第6期計画期間へ実施期間を変更するため減額補正するもの。	長寿あんしん課
16	埼玉県障害者生活支援事業補助金	14,145	4,620	18,765	在宅重度心身障害者手当申請件数が増加したため、増額補正するもの。(補助率:1/2)	社会福祉課
16	埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金	360	240	600	重度身体障害者居宅改善整備費補助申請が今後2件見込まれるため、増額補正するもの。(補助率:1/2)	社会福祉課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
16	骨髄移植ドナー助成事業費補助金	0	140	140	骨髄移植ドナー助成事業の実施に伴い、追加計上するもの。(補助率:1/2)	健康支援課
16	経営体育成条件整備事業(被災者支援型)補助金	0	2,490	2,490	平成26年2月に発生した大雪により被災した農業者に対する支援のための経営体育成条件整備事業補助金が確定したため、追加計上するもの。(補助率(再建):7/10、(撤去):3/4)	産業支援課
16	農地台帳システム整備事業補助金	0	1,728	1,728	農地法改正に伴う農地台帳システムの改修整備を実施するため、追加計上するもの。(補助率:10/10)	農業委員会
19	財政調整基金繰入金	287,910	71,895	359,805	財政調整基金現在高(補正後)1,091,884千円	財政課
19	公共用地取得事業基金繰入金	92,745	95,000	187,745	通学路緊急安全対策事業用地取得費の財源として、増額補正するもの。	財政課
19	都市基盤整備基金繰入金	283,500	50,000	333,500	越後山土地区画整理組合活動支援事業増額分の財源として、増額補正するもの。	都市整備課
19	学校教育施設整備基金繰入金	20,034	5,692	25,726	第三小学校プールろ過装置交換工事の財源として、増額補正するもの。	教育総務課
19	和光市まちづくり基金繰入金	0	130	130	児童の発達検査用具を購入するため、追加計上するもの。	総務課
21	雑入(財政課)	0	1,486	1,486	変動金利で借り入れた市債について、平成22年度以降の利率設定に誤りがあると金融機関側からの報告を受け、利子の過払分を返還請求したため、追加計上するもの。－	財政課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
	職員人件費 ※1議会費から10教育費までにある46の同名称事業の合算	3,140,710	△ 24,934	3,115,776	職員異動に伴う予算の組替えにより、減額補正する。また職員の育児休業や病気休暇に伴い臨時職員を増加したため、増額補正するもの。	職員課
1	政務活動費	4,080	△ 780	3,300	政務調査費の不請求があったため、減額補正するもの。	議会事務局
2	総務業務	79,813	△ 1,612	78,201	電話交換業務委託料に契約差金が生じたため、減額補正するもの。	総務課
2	人事管理	8,169	△ 1,614	6,555	平成26年8月末日で契約期間満了となる人事給与システム賃貸借契約の更新に伴い、契約差金が生じたため、減額補正するもの。	職員課
2	情報公開及び個人情報保護制度運営	211	190	401	情報公開・個人情報保護審査会について、今年度、公文書不開示並びに一部開示決定に対する2件の異議申立てがあり、調査審議を行うため、今後の予定を含む審査会の会議回数が増え、それに伴い支払う委員報酬の予算額に不足が生ずることから、増額補正するもの。	情報推進課
2	住民情報電算システム	96,075	981	97,056	マイナンバー制度に係る中間サーバー・プラットフォームの利用に係る平成26年度負担金について確定したため、増額補正するもの。	情報推進課
2	財務会計システム	11,816	△ 1,799	10,017	平成26年8月末日で契約期間満了となる財務会計システム賃貸借契約の更新に伴い、契約差金が生じたため、減額補正するもの。	財政課
2	収納業務	55,238	2,800	58,038	配当割額・株式等譲渡所得割額に係る還付が当初の見込みより増加したため、増額補正するもの。	収納課
2	コミュニティ施設管理運営	61,514	983	62,497	吹上コミセン・白子宿地域センターの排煙窓が円滑に開閉できないため、また牛房コミセンの庇が経年劣化していることから修繕を要するため、増額補正するもの。	市民活動推進課
3	行政計画の連携に関する調査研究	0	7,929	7,929	平成26年度老人保健健康増進等事業補助金を活用し、介護保険事業計画と他の行政計画の連携に関する調査研究を実施するため、追加計上するもの。	福祉政策課

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
3	障害者福祉支援	6,383	6,448	12,831	平成27年度に導入する新規統合型障害福祉システム構築準備に伴う委託料、介護給付費等請求審査強化に向けたシステム借上料について、増額補正するもの。	社会福祉課
3	在宅障害者支援	628,167	120,561	748,728	特別障害者手当及び障害児福祉手当受給者数、介護給付費利用者数等の増加、また平成25年度障害者自立支援給付費負担金及び埼玉県在宅福祉事業費補助金にかかる返還金が生じたため、増額補正するもの。	社会福祉課
3	在宅障害者地域支援	23,424	1,502	24,926	福祉タクシー利用者数、障害者自動車燃料費補助申請者数の増加、また平成27年1月法改正により、難病患者入院見舞金申請者数の増加が見込まれるため、増額補正するもの。	社会福祉課
3	障害者医療支援	171,133	18,384	189,517	重度心身障害者医療費助成件数及び自立支援医療費(更生医療)対象者の増加、また平成25年度障害者医療費(育成医療)県費負担金にかかる返還金が生じたため、増額補正するもの。	社会福祉課
3	在宅高齢者住宅支援	16,443	505	16,948	高齢者支援住宅への入居者数が、当初見込んだ入居者数を上回るため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
3	地域密着型サービス拠点等整備	71,511	△ 10,400	61,111	北エリアにおける地域密着型サービス施設整備を第5期から第6期計画期間へ実施期間を変更し減額、また新しい地域支援事業の一環として介護予防拠点を整備するため増額補正するもの。	長寿あんしん課
3	新倉高齢者福祉センター管理運営	38,931	1,966	40,897	新倉高齢者福祉センターの玄関トップライト他雨漏り修繕工事のため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
3	介護保険特別会計繰出金	544,122	△ 2,154	541,968	介護保険特別会計の減額に伴い、減額補正するもの。	長寿あんしん課
3	後期高齢者医療	403,538	△ 1,089	402,449	広域連合へ納付している共通経費負担金の平成26年度分が確定したため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
3	後期高齢者医療特別会計繰出金	66,600	948	67,548	保険事業基盤安定負担金(平成26年度分)が確定したため、増額補正するもの。	長寿あんしん課

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
3	児童相談	16,464	326	16,790	保育施設におけるケア対象児童数増加により巡回相談講師謝礼が不足すること、また発達用具購入のため、増額補正するもの。	こども福祉課
3	助産施設・母子生活支援施設入所	851	746	1,597	平成25年度児童入所施設措置費国庫(県費)負担金において、過剰申請による返還金が生じたため、増額補正するもの。	こども福祉課
3	みなみ保育園管理運営	171,285	183	171,468	点検口設置が不要となったため減額、地下ピット調査による原因特定が困難なため排水ポンプを設置するため、増額補正するもの。	みなみ保育園
3	保育クラブ管理運営	247,204	3,202	250,406	定員増等により保育クラブ施設の指導員の増員及び下新倉保育クラブ園舎建替えに伴う園舎移転により送迎車両5台分の駐車場賃借料が必要となるため、増額補正するもの。	こども福祉課
3	生活保護	1,238,312	212,001	1,450,313	住宅扶助の敷金及び更新料が例年に比べて大幅に発生し、また医療扶助は入院医療費が手術等の発生により高額になったことにより、増額補正するもの。	社会福祉課
3	国民年金業務	5,772	△1,771	4,001	年金生活者支援給付金に係る所得情報提供システムに係る改修費用が当初見積より減額となったため、減額補正するもの。	健康支援課
4	骨髄移植ドナー助成	0	280	280	骨髄移植ドナー助成事業の実施に伴い、追加計上するもの。	健康支援課
4	焼却施設運転管理	251,200	6,948	258,148	電力量料金の単価が昨年に比べて上がっており、料金の不足が生じるため、増額補正するもの。	清掃センター
6	農地情報管理システム	962	1,728	2,690	農地法改正に伴う農地台帳システムの改修整備を実施するため、増額補正するもの。	農業委員会
6	都市農業支援	20,644	3,224	23,868	平成26年2月に発生した大雪により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設の撤去、再建を支援するため、増額補正するもの。	産業支援課
7	イメージキャラクターPR推進	17,124	310	17,434	「わこうっち」・「さつきちゃん」をイベント等へ出演させると共にWebを活用し情報発信を行うため、増額補正するもの。	産業支援課
8	通学路緊急安全対策	50,000	101,906	151,906	通学路として供用している市道拡幅用地8路線の各権利者と合意に至ったため、増額補正するもの。	道路安全課

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
8	越後山土地区画整理組合活動支援	100,000	50,000	150,000	地権者との交渉が順調に進行し、道路築造工事が当初予定より増加したため、増額補正するもの。	都市整備課
8	駅北口土地区画整理事業特別会計繰出金	432,494	△ 13,540	418,954	駅北口土地区画整理事業特別会計の一般会計繰入金の減額補正に伴い、繰出金を減額補正するもの。	都市整備課
9	消防団施設整備	20,297	△ 1,270	19,027	消防団消防ポンプ車購入に伴う入札差金を減額補正するもの。	危機管理室
9	防災体制業務	29,818	2,361	32,179	土のうステーション用かご設置及び自主防災組織活動事業補助金の件数が増加したため、増額補正するもの。	危機管理室
9	防災施設整備	42,874	5,692	48,566	防火貯水槽撤去依頼があったため、増額補正するもの。	危機管理室
10	小学校管理運営	193,131	744	193,875	第四小EV遮煙材老朽化、第五小揚水ポンプ老朽化の修繕を実施するため、増額補正するもの。	教育総務課
10	小学校施設整備	43,413	5,692	49,105	第三小プールのろ過装置の故障による交換工事を実施するため、増額補正するもの。	教育総務課

3 債務負担行為

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
地域活動支援センター(精神障害者)管理運営委託	平成26年度から 平成31年度まで	施設の管理運営委託料及び消費税 の合計額

平成26年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

予 算 現 額	600,654千円
補 正 額	948千円
補正後予算額	601,602千円

今回の補正予算は、歳出については、保険事業基盤安定負担金額が確定したことに伴い、後期高齢者医療保険料等負担金を948千円増額し、歳入については、歳出に連動する形で一般会計からの保険基盤安定繰入金を948千円増額補正するものである。

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
2	保険基盤安定繰入金	66,600	948	67,548	保険料の軽減額に対して県と市で公費により負担する保険事業基盤安定負担金(平成26年度分)の金額が確定したため、増額補正するもの。	長寿あんしん課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
1	保険料等負担金	599,320	948	600,268	保険料の軽減額に対して県と市で公費により負担する保険事業基盤安定負担金(平成26年度分)の金額が確定したため、増額補正するもの。	長寿あんしん課

平成26年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算(第2号)

予 算 現 額	3,230,656千円
補 正 額	△2,196千円
補正後予算額	3,228,460千円

今回の補正予算は、歳出については、介護保険システム改修事業において、介護予防システムICカード機能更新業務委託料を4,617千円減額し、新たに平成27年4月の制度改正に伴う介護保険システム改修を行うため5,618千円を増額するものである。

保険給付費においては、給付実績が当初見込みを上回るため居宅介護等サービス費2,109千円、居宅介護等サービス計画業務費468千円を増額計上し、施設介護サービス費で、給付実績が当初見込みを下回っていることから、27,827千円を減額補正するものである。

日常生活圏域ネットワーク事業においては、地域包括ケアシステムにおける医療・介護の連携に資する、定期巡回サービス、居宅介護支援事業者及び医療機関との面的連携を図るための委託料として、15,660千円増額計上し、介護給付費準備基金においては、施設サービス給付費の減額に伴い保険料負担相当分、6,294千円を積立てし、償還金においては、99千円増額するものである。

歳入については、歳出に連動する形で、国庫支出金給付費負担金、調整交付金、支払基金交付金、県支出金給付費負担金、介護給付費繰入金を減額し、一般会計からの事務費繰入金の増額、介護給付費準備基金繰入金を増額するものである。

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
2	国庫支出金給付費負担金	500,324	△ 3,659	496,665	施設介護サービス費の減額及び居宅介護サービス費・サービス計画費の増額に伴い、減額補正するもの。	長寿あんしん課
2	国庫補助金調整交付金	29,778	△ 272	29,506	施設介護サービス費の減額及び居宅介護サービス費・サービス計画費の増額に伴い、減額補正するもの。	長寿あんしん課
3	支払基金交付金	801,007	△ 7,323	793,684	施設介護サービス費の減額及び居宅介護サービス費・サービス計画費の増額に伴い、減額補正するもの。	長寿あんしん課
4	県支出金給付費負担金	397,355	△ 4,547	392,808	施設介護サービス費の減額及び居宅介護サービス費・サービス計画費の増額に伴い、減額補正するもの。	長寿あんしん課
6	介護給付費繰入金	345,260	△ 3,155	342,105	施設介護サービス費の減額及び居宅介護サービス費・サービス計画費の増額に伴い、減額補正するもの。	長寿あんしん課

6	事務費繰入金	165,152	1,001	166,153	平成27年度の制度改正に対応する介護保険システム改修のため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
6	介護給付費準備基金繰入金	61,056	15,759	76,815	地域包括ケアシステムにおける医療・介護の情報連携システムの導入及び平成23年度介護給付費財政調整交付金の実績再確定による返還分として、増額補正するもの。	長寿あんしん課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
1	介護保険システム改修事業	4,617	1,001	5,618	平成27年度の制度改正に対応する介護保険システム改修を行うため増額補正し、介護予防ケアマネジメントシステムの機能改修が不用となったため、不用分を減額補正するもの。	長寿あんしん課
2	居宅介護等サービス保険給付業務	744,294	2,109	746,403	居宅介護サービス費の給付実績が伸び、当初の見込みを上回るため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
2	施設介護サービス保険給付業務	956,047	△ 27,827	928,220	居宅介護の充実により、施設介護サービス費の上半期実績から算出される決算見込み額が、当初の見込みを下回るため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
2	居宅介護等サービス計画給付業務	96,260	468	96,728	居宅介護サービス計画費の給付実績が伸び、当初の見込みを上回るため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
5	日常生活圏域ネットワーク	27,793	15,660	43,453	地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携に資する、定期巡回サービス事業者及び居宅介護支援事業者、並びに医療機関を水平統合する情報連携システムの導入のため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
8	介護給付費準備基金積立	54,966	6,294	61,260	保険給付費の決算見込み額における剰余分を基金へ積み立てるため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
9	償還金	17,637	99	17,736	平成23年度介護給付費財政調整交付金の実績再確定による返還分として、増額補正するもの。	長寿あんしん課

平成26年度埼玉県和光市和光都市計画事業
和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

予 算 現 額	452,887千円
補 正 額	△13,540千円
補正後予算額	439,347千円

今回の補正予算は、歳出については職員異動に伴う予算の組替えにより、減額補正するものである。歳入については、歳出の減額に伴い一般会計繰入金を、減額補正するものである。

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
2	一般会計繰入金	432,494	△ 13,540	418,954	職員人件費の減額補正に伴い、一般会計繰入金を減額補正するもの。	駅北口土地区画整理事業事務所

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
1	職員人件費	89,088	△ 13,540	75,548	職員異動に伴う予算の組替えにより、減額補正するもの。	駅北口土地区画整理事業事務所

(参考資料) 各基金の現在高表

(単位:千円)

会計区分	基金名	補正前 現在高	積立及び取崩の状況		補正後 現在高
			積立額	取崩額	
一般会計	財政調整基金	1,163,779	0	71,895	1,091,884
	市債管理基金	5,991	0	0	5,991
	学校教育施設整備基金	149,405	0	5,692	143,713
	公共用地取得事業基金	175,921	0	95,000	80,921
	公共施設整備基金	318,994	0	0	318,994
	都市基盤整備基金	149,369	0	50,000	99,369
	学校建設基金	381,103	0	0	381,103
	和光市まちづくり基金	3,906	0	130	3,776
	小計	2,348,468	0	222,717	2,125,751
特別会計	国民健康保険高額療養費資金貸付基金	5,000	0	0	5,000
	国民健康保険保険給付費等支払基金	439,311	0	0	439,311
	国民健康保険出産費資金貸付基金	5,000	0	0	5,000
	介護保険介護給付費準備基金	138,268	6,294	15,759	128,803
	介護保険高額介護サービス費等一部負担金に係る資金貸付基金	5,000	0	0	5,000
	小計	592,579	6,294	15,759	583,114
合計		2,941,047	6,294	238,476	2,708,865